

日本籍船に乗り組む外国人船員の資格に関する簡素化・見直しの方向性について
(最終とりまとめ)
～機関承認制度の導入について～

I はじめに

日本籍船に乗り組む外国人船員の資格に関する簡素化・見直しの方向性については、平成22年12月16日、第4回検討会において、国内海事法令講習へのE-Learningの導入、船長による実務能力確認スキームの適用国の拡大、機関承認制度の導入及び船舶料理士資格に関する同等認定制度の導入などを主な内容とする中間とりまとめを行った。

その後、同中間とりまとめにおいて残された課題となっていた機関承認制度の制度設計については、改めて欧州における承認制度の現地調査を行い、その結果等を踏まえ検討を行った結果、今般、その具体的な枠組みを以下のとおりとすることが適当との結論を得た。

II 機関承認制度について

承認制度の簡素化の観点から、現在実施されている「承認試験」、「審査員による審査」及び「船長による実務能力確認スキーム」（以下「承認試験等」という。）とは別途の知識・能力の確認方法として、船員教育機関の教育内容に着眼し、当該内容を評価することにより、特定の船員教育機関卒業者に対して、承認試験等を要せずに承認を行うことができる制度（機関承認制度）を導入する。

なお、当該制度の導入に当たっては、現在実施されている承認試験等における能力評価との整合性を十分に図ることとする。

1. 承認対象者

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 我が国と承認に関する取極めを締結する国が発給するSTCW条約締約国資格証明書を受有する者
- (2) 国内海事法令講習を修了している者
- (3) 船員教育機関であって、船舶職員として必要な知識及び能力を付与するための適切な教育を行っていることと認められるもの（以下「特定船員教育機関」という。）を今後、新たに卒業した者

2. 承認の対象とする職務

制度導入当初は、二等航海士以下の職務及び二等機関士以下の職務を対象とする。

また、上級の職務への適用については、導入後の実態を踏まえつつ、条件整備（例えば、船社による船員の教育・訓練を条件とする等）を含めて検討を行っていく必要がある。

3. 特定船員教育機関

(1) 対象

特定船員教育機関の認定については、商船大学等の船員を養成する機関であって、船舶の運航又は機関の運転に関する課程を設置し、海技資格取得に対応した船員教育を行う機関を原則とするが、現地の教育事情、個別船社の外国人船員の教育

- ・ 訓練実態等に鑑み、同等の教育効果が認められる場合には個別に判断を行う。
また、同時に国内海事法令講習の実施機関としての認定を行えるか検討する。

(2) 選定方法

特定船員教育機関の決定に当たっては、船社からの要望を踏まえ、次に掲げる事項について、専門家（海技資格保有者を含む。）を中心とした国の調査チームによる現地調査等を行い、選定する。

主な確認・評価事項

① 教育内容

（カリキュラム、教育施設・設備、教育方法、教員の資格及び数等）

② 卒業者の当該国における海技試験合格率

③ 当該教育機関を管轄する主管庁の評価

(3) 教育内容等質の維持・確認

定期的（概ね5年に1度）に、現地調査等を行い、特定船員教育機関が必要な教育水準を維持していることを確認する。

III おわりに

今回、短時間で結論を得られなかった部分もあるが、実施できることから迅速に実施していくとの考えに立ち、まずは合意の得られた事項を中心に制度設計を行っている。今後、新制度の運用状況も踏まえつつ、さらなる制度の充実についても積極的に検討していくことが適当である。

機関承認制度を迅速に導入・実施することにより、すでに中間とりまとめを受け、昨年末以降、順次制度化を行ってきた各事項と併せ、日本商船隊の中核である日本籍船及び日本人船員の増加にも寄与し、世界最高水準の安全運航を今後も維持しつつ、我が国の経済成長にさらに貢献することが期待される。